

# 中央構造線活断層帯に係る 土地利用の適正化 Q&A

(命を守るとくしまー0(ゼロ)作戦条例)

「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」

平成25年8月30日

徳島県

## 条例で規定する「特定活断層調査区域」について

Q 1  
なぜ、活断層に関する規制を行うのですか？

A 1

0. 4

活断層による地震の発生確率は極めて低い（30年以内でほぼ0～~~0.3~~％）ものですが、発生すれば甚大な被害が予想されます。

特に活断層の直上では、対策をしても、その「ずれ」による建物の倒壊等の被害を免れることが困難であり、多数の死傷者の発生も危惧されています。

このことから、「活断層のずれ」に伴う被害を未然に防ぐため、長期的な視点から、「活断層に関する土地利用の適正化」を盛り込んだ条例を制定いたしました。

Q 2  
活断層に関する規制の具体的な内容はどのようなものですか？

A 2

「特定活断層調査区域」※内で「特定施設」※の新築等※を行う方（以下、「事業者」という。）は、あらかじめ、県へ届出・協議をしてから、ご自身で活断層の調査を行い、「活断層の直上を避けて新築等」をしていただくこととしています。

届出・協議をしなかったり、直上を避けずに新築等を行った場合には、県は、必要な措置をとるように勧告したり、その勧告内容等を公表することができます。

宅地建物取引業者の方には、「特定活断層調査区域」にある宅地又は建物を取り扱う場合、相手方に対して、当該区域にある旨及び条例に規定する内容を説明するよう努めていただくこととしています。

※「特定活断層調査区域」とは

徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層のうち、これまでの研究で位置が明確になっている「活断層（赤実線）」を基本として幅40mの範囲を指定しています。

参考リンク：1/25,000徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図  
<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012100300032/>

※「特定施設」とは

一定規模以上の学校、病院その他「多数の人が利用する建築物」

一定量以上の火薬類、石油類その他「危険物を貯蔵する施設」です。

参考リンク：土地利用の適正化に関するパンフレット.pdf

命を守るとくしまー0（ゼロ）作戦条例<規則>.pdf

<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700049/>

※「新築等」とは

建築物及び施設を単位とした「新築、改築、移転」を対象としています。

Q 3

なぜ、条例に従わない場合には、勧告や公表を行うのですか？

A 3

「活断層のずれ」による建物の倒壊等により、多くの人命に関わる被害が予想される「多数の人が利用する建築物」や周辺への二次的な被害が懸念される「危険物を貯蔵する施設」については、個人の住宅とは異なり、安全確保について一定の責任があると考えています。

このため、条例に従っていただけない場合には、「勧告」を行い、条例の遵守を促すとともに、「勧告内容等を公表する」ことにより、県民への情報提供を行うこととしています。

Q 4

平成24年9月に徳島県が公表した活断層図には、「特定活断層調査区域」の対象とならない活断層も記載されていますが、危険はないのですか？

A 4

「位置が明確な活断層（赤実線）」以外の活断層については、調査を実施しても位置やその影響範囲の特定が困難な場合もあること等から、条例の対象としていませんが、地震に対する備えは常に心がけていただきたいと思います。

また、「位置がやや不明確な活断層（赤破線）」を基本として、「活断層の調査を推奨する区域」を設けています。この区域には、条例による規制は行いません。

「位置やや不明確な活断層（赤破線）」： 

参考リンク：凡例・利用上の注意

<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012091200380/>

Q 5

現在、既にある建物(特定施設)が、「特定活断層調査区域」内にある場合には、条例の対象となるのですか？

A 5

徳島県の中央構造線活断層帯による地震の発生確率は極めて低い（30年以内  
0.4

でほぼ0～~~0.4~~%)ことから、長期的な視点に立って、緩やかに土地利用の適正化を図ることを目指しています。

このため、「特定活断層調査区域」にあるからといって、直ちに対応を求めているわけではありません。

ただし、同一の敷地内で建て替え等を行う場合には、条例に基づいた手続きを行う必要があります。

参考リンク：徳島県の活断層Q & A（Q 8、Q 11）

<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012091200380/>

Q 6

活断層位置の特定は、難しいのですか？

A 6

「特定活断層調査区域」は、比較的容易に活断層の位置を特定できる「位置が明確な活断層（赤実線）」を基本として指定しています。

また、事業者の方との協議等にあたり、県は、活断層に関する専門的な知識を有する方から、助言をいただくこととしています。

Q 7

県との協議が整えば建築許可書のようなものが発行されますか？

A 7

許可書類は発行しません。

調査報告書、活断層の位置図、特定施設の配置計画図及び規則で定める書類の内容を県が確認し、正式に受理した段階で、条例に基づく工事着手までの手続きが完了することになります。

なお、工事等に着手、又は完了したときは、遅滞なく、県に届出を行うことが必要です。

Q 8

直上を避ければ、特定施設であっても「特定活断層調査区域」内に新築等してもよいのですか？

A 8

条例では、活断層の調査により活断層の位置を特定し、その直上を避けていただければ、「特定活断層調査区域」内でも、新築等を行うことは可能です。

参考リンク：徳島県の活断層Q & A (Q 1 0)

<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012091200380/>

Q 9

「特定活断層調査区域」内で特定施設の新築等を行う場合に、いつの時点で、県に届け出ることが必要ですか？

A 9

工事（開発工事を伴う場合は、その開発工事）に着手する前に届け出ていただく必要があります。具体的には、公的な申請（建築確認申請や開発行為許可申請、危険物の設置等の許可申請等）の前には、必ず届出をお願いします。公的な申請の必要がない建築物等については、実際の工事に着手する前には届出を行ってください。

県へ届出・協議をしてから、ご自身で活断層の調査を行い、「活断層の直上を避けて新築等」をしていただくこととなりますので、できるだけ早い段階で届出をお願いします。

なお、活断層の位置の確認に要する期間は、堆積層の厚さや地形の改変等の状況によって、異なります。

## 条例に規定しない「活断層の調査を推奨する区域」について

Q 1

「活断層の調査を推奨する区域」とはどのようなもので、どのように設定したのですか。

A 1

「活断層の調査を推奨する区域」は、特定施設の新築等の際し、ボーリング調

査等の地盤調査を行う場合に、あわせて活断層の調査を行うことをお勧めする区域です。

この区域は、「位置がやや不明確な活断層」を基本として設定しており、活断層の調査を実施しても、その位置の特定が困難な場合等※もあることから、条例による活断層調査の実施を求めるものではありません。

区域の範囲は、活断層の位置がやや不明確ながらも、活断層が存在する可能性の高い範囲、幅40m（「特定活断層調査区域」と同様）としています。

※活断層の調査を実施しても、その位置の特定が困難な場合等

- 1) 当該区域内に活断層が存在しない場合
- 2) 活断層の位置の特定に多大な費用を必要とする場合
- 3) 活断層の幅（直上範囲）の確認が困難な場合（ずれを確認できる位置が深い等）